

## 2.4 環境関係法令等に係る項目

### 1. 関係法令による指定、規制等

#### (1) 環境基準に係る項目

##### ① 大気汚染

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準(昭和48年環境庁告示第25号、昭和53年環境庁告示38号、平成9年環境庁告示第4号、平成21年環境省告示第33号)は表2-4-1に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく大気環境中のダイオキシン類に係る環境基準(平成11年環境庁告示第68号)は表2-4-2に示すとおりである。

表 2-4-1 大気汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	<長期的評価> 二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の年間98%値」と呼ぶ。)が、0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。また、年間における二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には、評価対象としないものとする。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	<長期的評価> 年間にわたる1日平均値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外して評価を行うものとする。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いを行わないこととしてその評価を行うものとする。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には、評価対象としないものとする。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期的評価> 長期基準(1年平均値)に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準と比較する。短期基準(1日平均値)に関する評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を短期基準と比較する。長期基準と短期基準の両方を満足した局について、環境基準が達成されたと評価する。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期的評価> 環境基準が1年平均値についての条件として定められていることから、告示によって定められた測定方法及び測定地点等により、同一地点において1年平均値と認められる値を環境基準と比較して評価を行う。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

備考)

- 1:環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2:浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 3:二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 4:光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- 5:ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
- 6:微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典:「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)  
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)  
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)  
「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)  
「浜松市の環境の現状と対策(平成28年度版)」(平成28年、浜松市)

表 2-4-2 大気環境中のダイオキシン類に係る環境基準

項目	媒体	基準値
ダイオキシン類	大気	年間平均値が 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

備考)

- 1：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。  
2：基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」

（平成11年環境庁告示第68号）

②騒音

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）は表2-4-3に、調査対象地域の類型指定の状況は図2-4-1に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は類型の指定がされていない。

表 2-4-3 騒音に係る環境基準

区分	地域の類型	該当地域	時間の区分	
			昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
一般地域	A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 浜北区の一部	55dB以下	45dB以下
	B	第1種住居地域（特別工業地区を除く。） 第2種住居地域（特別工業地区を除く。） 準住居地域 市街化調整区域（浜松飛行場を除く。） 旧春野、旧佐久間、旧水窪及び旧龍山地域自治区の一部		
	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 特別工業地区	60dB以下	50dB以下
道路に面する地域	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60dB以下	55dB以下
	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65dB以下	60dB以下
幹線道路を担う道路に近接する空間（特例）※1			70dB以下	65dB以下

備考)

※1：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

注) 1：車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

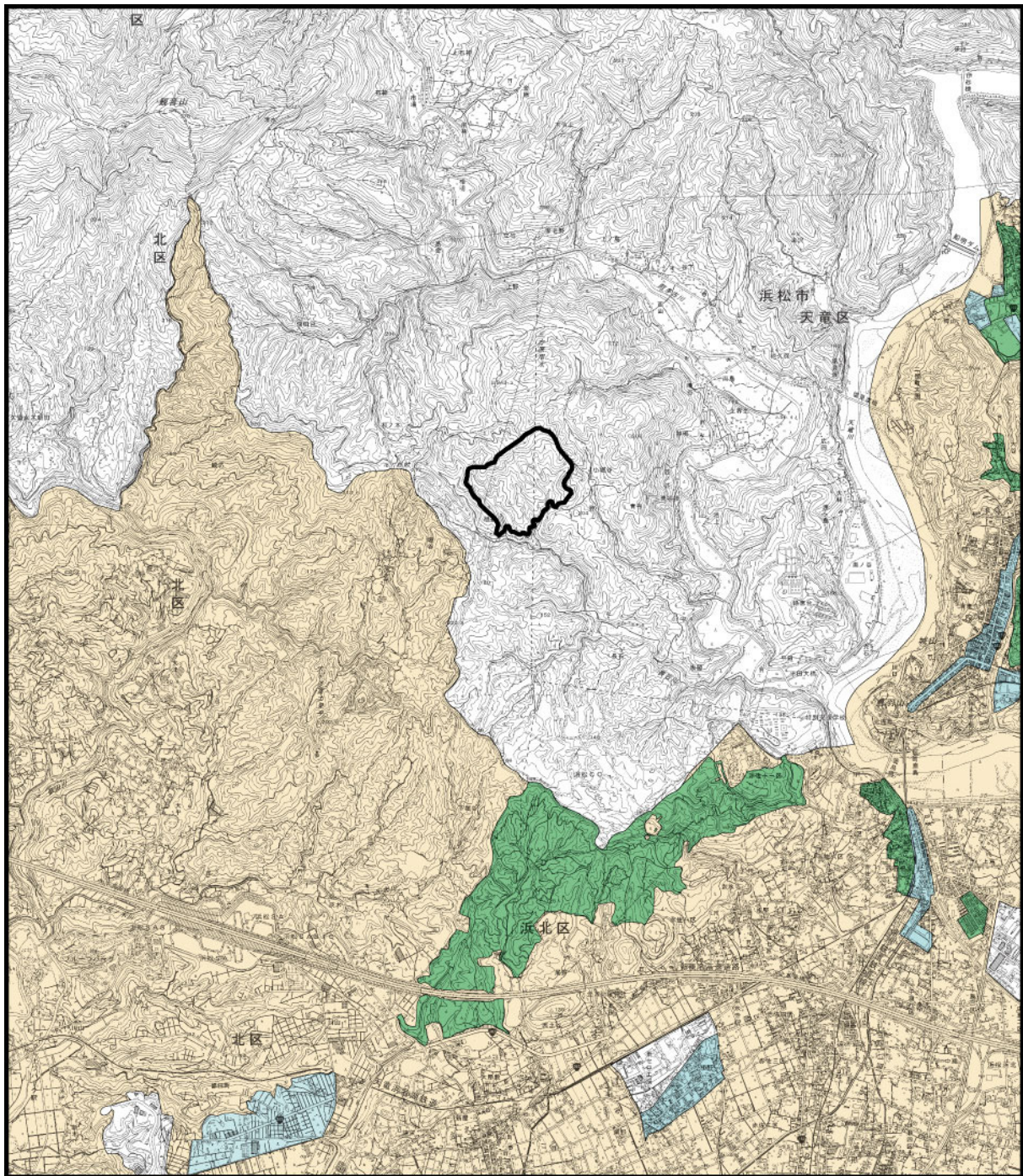
2：「幹線道路を担う道路」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道、及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・2車線以下の車線を有する道路：15m
- ・2車線を超える車線を有する道路：20m

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）

「浜松市の環境の現状と対策（平成28年度版）」（平成28年、浜松市）





- : 対象事業実施区域
- : A 類型
- : B 類型
- : C 類型



出典：「浜松都市計画図(1)」(平成 27 年、浜松市)  
「浜松市の環境の現状と対策(平成 28 年度版)」(平成 28 年、浜松市)

図 2-4-1 騒音に係る環境基準の類型指定状況

### ③水質

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）は、河川及び湖沼については表2-4-4及び表2-4-5に、地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）については表2-4-6に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域周辺河川の類型指定は、天竜川上流及び天竜川下流がAA類型、都田川がA類型となっている。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質及び水底の底質に係るダイオキシン類の環境基準（平成11年環境庁告示第68号）は表2-4-7に示すとおりである。

表2-4-4 人の健康の保護に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
ひ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考)	
1: 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2: 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該試験方法の定量限界を下回ることをいう。	
3: 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045 を乗じたものの和とする。	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）  
「浜松市の環境の現状と対策（平成28年度版）」（平成28年、浜松市）

表 2-4-5(1) 生活環境の保全に係る環境基準

・河川（湖沼を除く）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考) 1:基準値は日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

2:農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)

注) 1:自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2:水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3:水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4:工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊な浄水操作を行うもの

5:環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)

「浜松市の環境の現状と対策(平成28年度版)」(平成28年、浜松市)



表 2-4-5(2) 生活環境の保全に係る環境基準

・湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2,3級・水産2級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1000MPN/100mL 以下
B	水産3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級・環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊がみとめられないこと	2mg/L 以上	—

備考) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- 注) 1: 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全  
 2: 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2,3級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3: 水産1級: ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級: コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用  
 4: 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの  
 5: 環境保全: 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)  
 「浜松市の環境の現状と対策(平成28年度版)」(平成28年、浜松市)

表 2-4-5(3) 生活環境の保全に係る環境基準

- ・湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	水道1,2,3級（特殊なものを除く。）・ 水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考) 1: 基準値は年間平均値とする。

2: 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3: 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注) 1: 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2: 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3: 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

4: 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

「浜松市の環境の現状と対策（平成28年度版）」（平成28年、浜松市）

表 2-4-5(4) 生活環境の保全に係る環境基準（水生生物保全）

- ・河川及び湖沼

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

「浜松市の環境の現状と対策（平成28年度版）」（平成28年、浜松市）



表 2-4-5(5) 底層溶存酸素量の類型及び基準値

・湖沼

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考) 1:基準値は、日間平均値とする。

2:底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 2-4-6 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
備考)	
1: 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2: 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3: 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	
4: 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）  
「浜松市の環境の現状と対策（平成28年度版）」（平成28年、浜松市）

表 2-4-7 水質及び水底の底質に係るダイオキシン類の環境基準

項目	媒体	基準値
ダイオキシン類	水質	年間平均値が 1pg-TEQ/L 以下
	水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

備考)

1：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2：水質の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

#### ④土壌

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準（平成 3 年環境庁告示第 46 号）は表 2-4-8 に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌に係るダイオキシン類の環境基準は表 2-4-9 に示すとおりである。

表 2-4-8 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
ひ素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
備考)	<p>1:環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2:カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき、0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03 mg、0.03 mg、0.15mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び3 mg とする。</p> <p>3:「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4:有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPN をいう。</p>

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）  
「浜松市の環境の現状と対策（平成28年度版）」（平成28年、浜松市）

表 2-4-9 土壌に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下

備考)

- 1: 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2: 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

(2) 公害防止関係法令に係る項目

① 大気質

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）に基づくばい煙発生施設のうち廃棄物焼却炉に対する規制の概要は表 2-4-10 に、「大気汚染防止法」及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」（平成 10 年条例第 44 号）（以下、「県生活保全条例」という。）に基づく一般粉じん発生施設の構造基準は表 2-4-11 に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類の排出規制の概要は表 2-4-12 に示すとおりである。

表 2-4-10 廃棄物焼却炉に対する規制の概要

施設名	規制物質名	排出基準		
廃棄物焼却炉	硫黄酸化物	K値規制	$q = K \times 10^{-3} He^2$ q : 硫黄酸化物の許容排出量 (Nm <sup>3</sup> /h) K : 地域別に定める定数 : 17.5 (旧浜松市以外の地域) He : 補正された排出口の高さ (煙突実高 + 煙上昇高 : m)	
	ばいじん	焼却能力	4t/h以上	0.04g/Nm <sup>3</sup>
			2t/h以上 4t/h未満	0.08g/Nm <sup>3</sup>
			2t/h未満	0.15g/Nm <sup>3</sup>
	有害物質	塩化水素	—	700mg/Nm <sup>3</sup>
		窒素酸化物	浮遊回転燃焼式焼却炉（連続炉）	450ppm
			特殊廃棄物焼却炉（連続炉、最大定格排ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h以上）	250ppm
特殊廃棄物焼却炉（連続炉、最大定格排ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h未満）			700ppm	
	廃棄物焼却炉（上記以外）	250ppm		

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）  
 「大気汚染防止法施行令」（昭和 43 年政令第 329 号）  
 「浜松市の環境の現状と対策（平成 28 年度版）」（平成 28 年、浜松市）

表 2-4-11(1) 一般粉じん発生施設の構造基準

施設名	適用	規模	構造基準
ベルトコンベア バケットコンベア	鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03 m <sup>3</sup> 以上	①建屋内での設置 ②コンベアの積込部、積載部にフード、集じん機が設置され他の粉じんが飛散しやすい部分を散水、防じんカバーでおおう ③ 散水の実施 ④ 防じんカバーでおおう
破碎機、摩砕機	鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く	原動機の定格出力が75kW以上	① 建屋でおおう ② フード及び集じん機の設置 ③ 散水の実施 ④ 防じんカバーでおおう
ふるい		原動機の定格出力が15kW以上	

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）  
「浜松市の環境の現状と対策（平成28年度版）」（平成28年、浜松市）

表 2-4-11(2) 一般粉じん発生施設の構造等に関する基準（県生活保全条例）

<p>次の各号の一に該当する措置その他当該施設に係る粉じんの飛散を防止するために有効な措置とする。</p> <p>(1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に当該施設が設置されていること。</p> <p>(2) 当該施設にフード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 当該施設に散水装置が設置されていること。</p> <p>(4) 当該施設が防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
---

出典：「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成11年規則第9号）  
「浜松市の環境の現状と対策（平成28年度版）」（平成28年、浜松市）

表 2-4-12 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の排ガス排出基準

施設名	施設規模 (焼却能力)	排出基準 (新設)
廃棄物焼却炉	4t/h以上	0.1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
	2t/h以上 4t/h未満	1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
	2t/h未満	5ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年総理府令第67号）



②騒音

1) 特定施設等の規制基準

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」(平成10年静岡県条例第44号)に基づく特定施設等に係る規制基準(敷地境界上の値)は表2-4-13に、調査対象地域における区域の指定状況は図2-4-2に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく第2種区域となっている。

表 2-4-13 騒音に係る規制基準

区域の区分	該当区域		規制基準		
	静岡県条例	浜松市告示	昼間 (午前8時から 午後6時まで)	朝・夕 (午前6時から 午前8時まで、 午後6時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時 から翌日の 午前6時まで)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 浜北区の一部	50 dB	45 dB	40 dB
第2種区域	第1種区域、第3種区域及び第4種区域以外の区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 (特別工業地区を除く。) 第2種住居地域 (特別工業地区を除く。) 準住居地域 市街化調整区域 (浜松飛行場を除く。) 旧春野・旧佐久間・旧水窪 及び旧龍山地域自治区の一部	55 dB	50 dB	45 dB
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 知事がこれらに準ずる地域と認めて指定する地域 工業港区以外の分区 (用途地域内の区域を除く。)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 特別工業地区	65 dB	60 dB	55 dB
第4種区域	工業地域 工業専用地域 知事がこれらに準ずる地域と認めて指定する地域 工業港区 (用途地域内の区域を除く。)	工業地域	70 dB	65 dB	60 dB

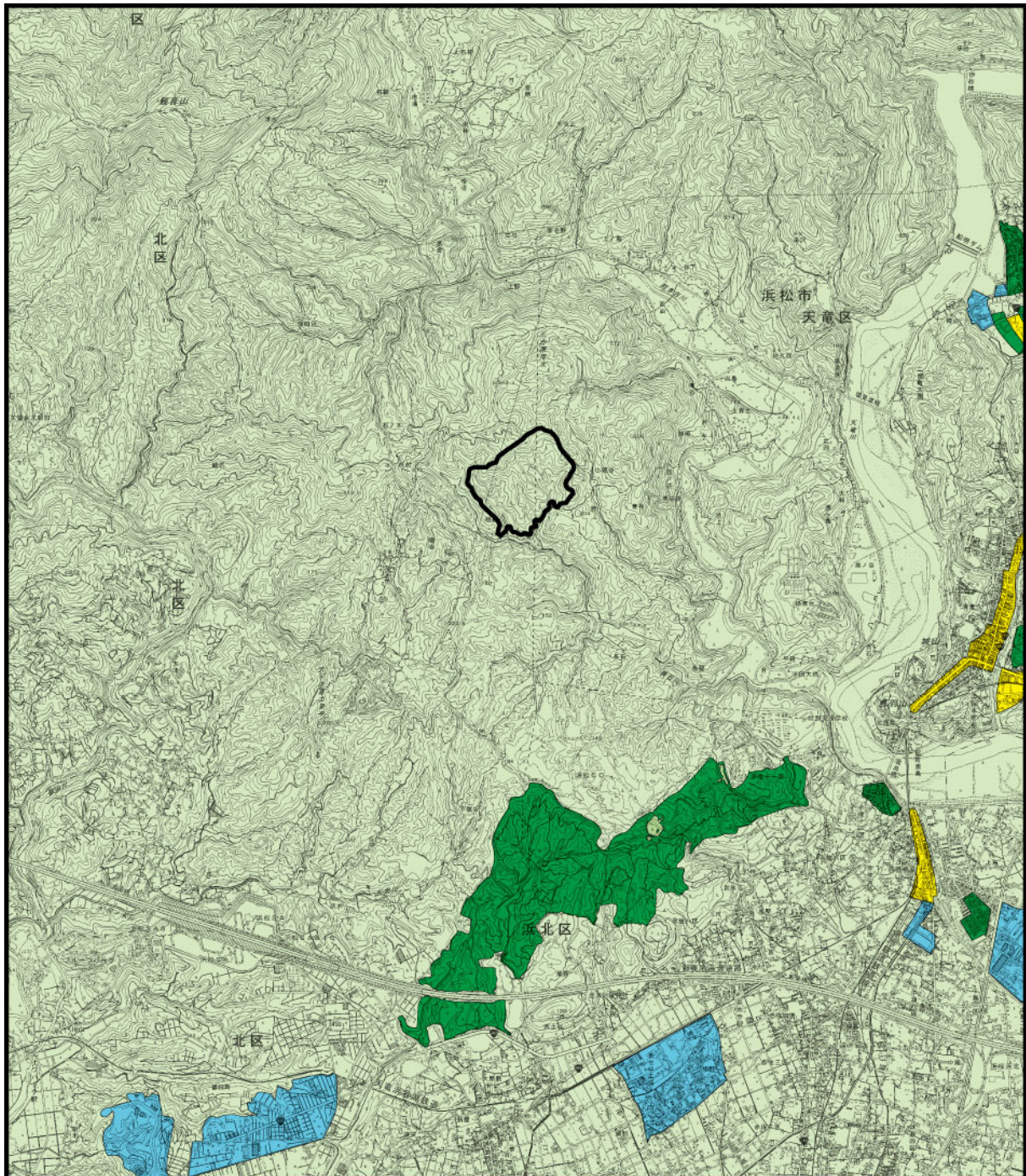
備考)

- 第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に所在する病院等、学校、保育所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5dBを減じた値とする。
- 第1種区域と第3種区域又は第2種区域と第4種区域がその境界線を接している場合における当該第3種区域及び第4種区域の当該境界線から30mの区域内における規制基準は、規制基準欄に掲げる値から5dBを減じた値とする。

出典：「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)

「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年静岡県規則第9号)

「騒音規制法に基づく地域の指定等」(平成17年浜松市告示第334号)



□ : 対象事業実施区域

■ : 第1種区域

■ : 第2種区域

■ : 第3種区域

■ : 第4種区域

出典：「浜松都市計画図(1)」(平成27年、浜松市)  
 「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」  
 (平成11年静岡県規則第9号)  
 「騒音規制法に基づく地域の指定等」(平成17年浜松市告示第334号)



0 0.5 1 2 km

2-4-2 騒音に係る規制区域の指定状況



## 2) 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は表 2-4-14 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は、区域の指定がされていない。

表 2-4-14 自動車騒音の要請限度

区域の区分	範囲 (道路端から)	時間の区分	
		昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	適用なし	65dB	55dB
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70dB	65dB
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域		75dB	70dB
幹線交通を担う道路に近接する空間	2車線以下	75dB	70dB
	3車線以上		

備考) 区域は、次に掲げる地域とする。

- a区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域  
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、浜北区の一部
- b区域 第1種住居地域（特別工業地区を除く。）  
第2種住居地域（特別工業地区を除く。）  
準住居地域、市街化調整区域（浜松飛行場を除く。）  
旧春野、旧佐久間、旧水窪及び旧龍山地域自治区の一部
- c区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、特別工業地区

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」  
(平成 12 年総理府令第 15 号)

「騒音規制法に基づく地域の指定等」(平成 17 年浜松市告示第 334 号)

## 3) 特定建設作業に係る規制基準

「騒音規制法」及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定建設作業の規制基準及び特定建設作業の種類は表 2-4-15 に示すとおりであり浜松市内全域に適用される。

表 2-4-15(1) 特定建設作業の規制基準

作業の種別	区域の区分	作業の規制基準
作業の騒音	市内全域	特定建設作業の敷地の境界線において、85dBを超えないこと。
作業の時刻	市内全域 ※	午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと。 ※：備考欄1参照
作業の時間	市内全域 ※	1日の作業が10 時間を超えないこと。 ※：備考欄1参照
作業の期間	市内全域	連続して6日を超えないこと
作業の日	市内全域	日曜日その他の休日でないこと。
備考) 1: ※：工業地域と工業専用地域のうち病院等、学校、保育所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内を除いた区域にあっては午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと。また、1日の作業が14時間を超えないこと。 2: 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外の規定が設けられている。 3: テスト打ちも特定建設作業に含まれる。		

出典：「騒音規制法施行令」（昭和 43 年政令第 324 号）  
「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 11 年静岡県規則第 9 号）  
「浜松市の環境の現状と対策（平成 28 年度版）」（平成 28 年、浜松市）

表 2-4-15(2) 特定建設作業の種類

番号	特定建設作業	備 考
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん（人力によるもの）を使用する作業を除く。
		圧入式くい打くい抜機を使用する作業を除く。
		くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
		現場打ちくいの掘削工法を除く。
2	びょう打機を使用する作業	—
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続移動する作業であって、1日の移動範囲が50mを超えるものを除く。
4	空気圧縮機を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く。
		電動機を除く。
		原動機の定格出力が15kW未満のものを除く。
5	コンクリートプラントを設けて行う作業、アスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 未満のものを除く。
		モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
		混練機の混練重量が200kg未満のものを除く。
6	バックホウを使用する作業	環境大臣が指定するもの及び原動機の定格出力が80kW未満のものを除く。
7	トラクターショベルを使用する作業	環境大臣が指定するもの及び原動機の定格出力が70kW未満のものを除く。
8	ブルドーザーを使用する作業	環境大臣が指定するもの及び原動機の定格出力が40kW未満のものを除く。

出典：「騒音規制法施行令」（昭和 43 年政令第 324 号）  
「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 11 年静岡県規則第 9 号）  
「静岡県生活環境の保全等に関する条例（騒音規制法に基づく特定建設作業の種類）」

③振動

1) 特定施設等に係る規制基準

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号) 及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」(平成 10 年静岡県条例第 44 号) に基づく特定施設等に係る規制基準(敷地境界上の値) は表 2-4-16 に、調査対象地域における区域の指定状況は図 2-4-3 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく第 1 種区域の 2 となっている。

表 2-4-16 振動に係る規制基準

区域の区分	該当区域		規制基準	
	静岡県条例	浜松市告示	昼間 (午前8時から 午後8時まで)	夜間 (午後8時から翌日 の午前8時まで)
第 1 種区域の 1	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 知事がこれに準ずる地域と 認めて指定する地域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 浜北区の一部	60 dB	55 dB
第 1 種区域の 2	第 1 種区域の 1、第 2 種区域 の 1 及び第 2 種区域の 2 以外 の区域	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 (特別工業地区を除く。) 第 2 種住居地域 (特別工業地区を除く。) 準住居地域 市街化調整区域 (浜松飛行場を除く。) 旧春野・旧佐久間・旧水窪及 び旧龍山地域自治区の一部	65 dB	55 dB
第 2 種区域の 1	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 知事がこれらに準ずる地域と 認めて指定する地域 工業港区以外の分区 (用途地域内の区域を除く。)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 特別工業地区	70 dB	60 dB
第 2 種区域の 2	工業地域 工業専用地域 知事がこれらに準ずる地域と 認めて指定する地域 工業港区 (用途地域内の区域を除く。)	工業地域 工業専用地域 (県条例による。)	70 dB	65 dB

備考) 病院等、学校、保育所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、規制基準欄に掲げる値から 5 dB を減じた値とする。

出典: 「振動規制法施行令」(昭和 51 年政令第 280 号)

「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成 11 年静岡県規則第 9 号)

「振動規制法に基づく地域の指定等」(平成 17 年浜松市告示第 335 号)



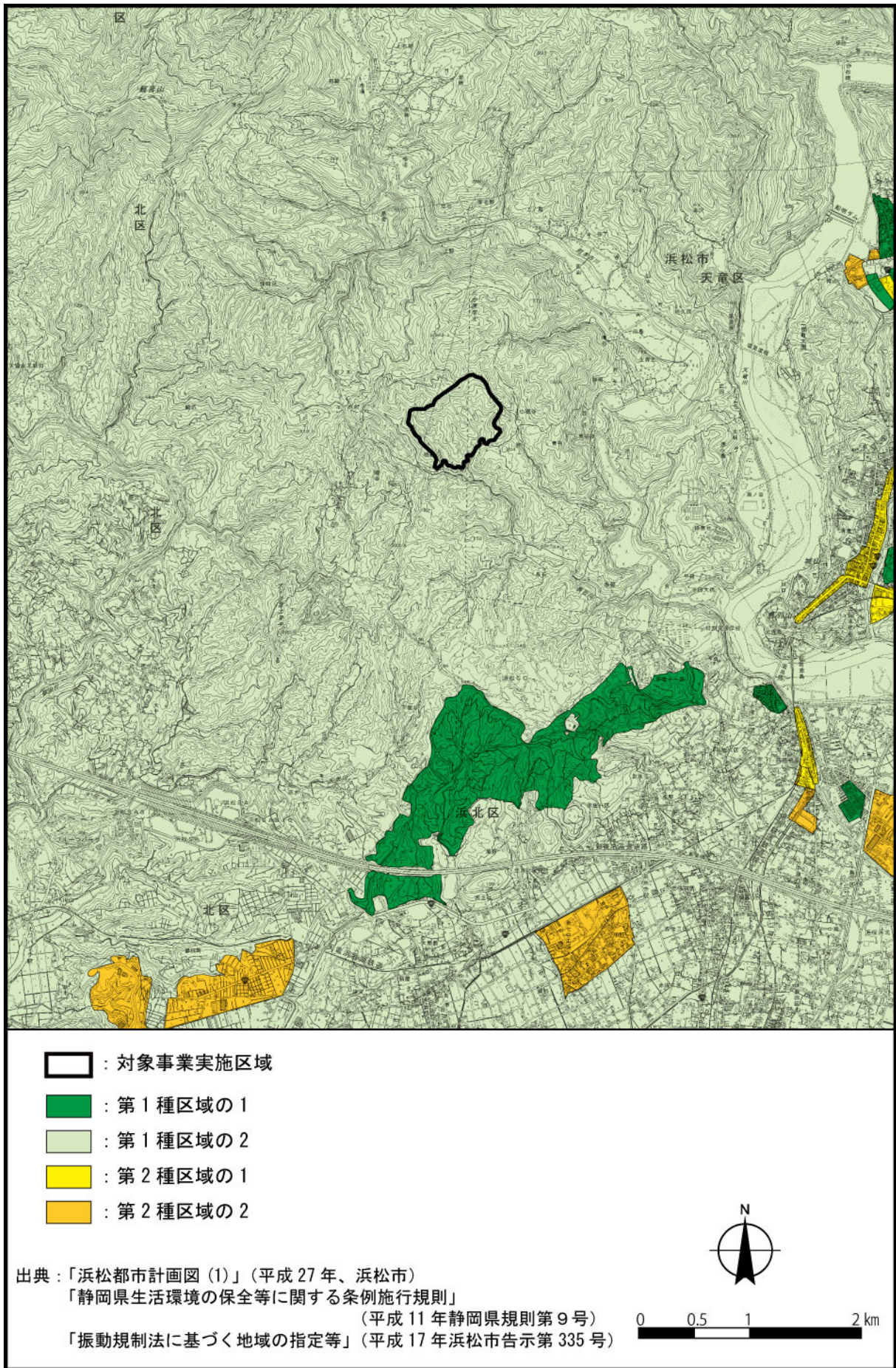


図 2-4-3 振動に係る規制区域の指定状況



## 2) 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は表 2-4-17 に示すとおりである。  
 なお、対象事業実施区域は、区域の指定がされていない。

表 2-4-17 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間（午前8時～午後8時）	夜間（午後8時～午前8時）
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

備考) 区域は、次に掲げる地域とする。

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

第1種住居地域（特別工業地区を除く。）

第2種住居地域（特別工業地区を除く。）

準住居地域、市街化調整区域（浜松飛行場を除く。）

浜北区の一部、旧春野、旧佐久間、旧水窪及び旧龍山地域自治区の一部

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、特別工業地区

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）

「振動規制法に基づく地域の指定等」（平成 17 年浜松市告示第 335 号）

## 3) 特定建設作業の規制基準

「振動規制法」及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定建設作業の規制基準及び特定建設作業の種類は表 2-4-18 に示すとおりであり浜松市内全域に適用される。

表 2-4-18(1) 特定建設作業の規制基準

作業の種別	区域の区分	作業の規制基準
作業の振動	市内全域	特定建設作業の敷地の境界線において、75dBを超えないこと。
作業の時刻	市内全域 ※	午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと。 ※：備考欄1参照
作業の時間	市内全域 ※	1日の作業が10時間を超えないこと。 ※：備考欄1参照
作業の期間	市内全域	連続して6日を超えないこと
作業の日	市内全域	日曜日その他の休日でないこと。
備考)		
1: ※：工業地域と工業専用地域のうち病院等、学校、保育所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内を除いた区域にあっては午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと。また、1日の作業が14時間を超えないこと。		
2: 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外の規定が設けられている。		
3: テスト打ちも特定建設作業に含まれる。		

出典：「振動規制法施行令」（昭和 51 年政令第 280 号）

「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 11 年静岡県規則第 9 号）

「浜松市の環境の現状と対策（平成 28 年度版）」（平成 28 年、浜松市）

表 2-4-18(2) 特定建設作業の種類

番号	特定建設作業	備 考
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん（人力によるもの）を使用する作業を除く。
		油圧式くい抜機を使用する作業を除く。
		圧入式くい打機を使用する作業を除く。
		圧入式くい打くい抜機を使用する作業を除く。 現場打ちくいの掘削工法を除く。
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	—
3	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続移動する作業であって、1日の移動範囲が50mを超えるものを除く。
4	ブレーカーを使用する作業	手持ち式のものを使用する作業を除く。
		作業地点が連続移動する作業であって、1日の移動範囲が50mを超えるものを除く。

出典：「振動規制法施行令」（昭和51年政令第280号）

「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成11年静岡県規則第9号）

「静岡県生活環境の保全等に関する条例（振動規制法に基づく特定建設作業の種類）」

#### ④悪臭

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)に基づく工場その他事業場(以下、「事業場等」という。)から発生する悪臭原因物の規制基準は表2-4-19に、調査対象地域における地域の指定状況は図2-4-4に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は都市計画区域外であり第2地域となっている。

表2-4-19 事業場等の敷地境界における悪臭に係る規制基準(1号規制:臭気指数)

市町村名	区分	規制地域	規制基準値
浜松市 (全域)	第1地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	臭気指数 10
	第2地域	近隣商業地域、商業地域及び用途地域の定めのない地域	臭気指数 13
	第3地域	準工業地域並びに工業地域及び工業専用地域で第1地域の区域から50m以内の地域	臭気指数 15
	第4地域	工業地域及び工業専用地域で第1地域の区域から50mを超える地域	臭気指数 17

注) 調整区域及び都市計画区域外の地域は第2地域

出典:「悪臭防止法施行規則」(昭和47年総理府令第39号)

「悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域及び第4条第2項の規定に基づく規制基準」

(平成21年浜松市告示第465号)

「浜松市の環境の現状と対策(平成28年度版)」(平成28年、浜松市)

また、気体排出口における臭気排出強度に係る規制基準(2号規制:排出口の実高さ15m以上)は、以下に示す式より算出した値とする。なお、実高さ15m未満の場合は、「悪臭防止法施行規則」第6条の2第2号に規定する方法で算出した臭気指数とする。

$$q_t = (60 \times 10^A) / (F_{\max})$$

$$A = (L) / (10) - 0.2255$$

$q_t$  : 排出ガスの臭気排出強度(単位:温度0度、圧力1気圧の状態に換算した $m^3$ /分)

$F_{\max}$  : 「悪臭防止法施行規則」の別表第三に定める式により算出される $F(x)$ の最大値。(s/ $m^3$ :零度、1気圧)

ただし、 $F(x)$ の最大値として算出される値が、 $q_t$ を排出ガスの流量で除した値を超えるときは、 $q_t$ を排出ガスの流量で除した値とする。

L : 「悪臭防止法」第4条第2項第1号の規制基準として定められた値

(出典:「悪臭防止法施行規則第6条の2」)



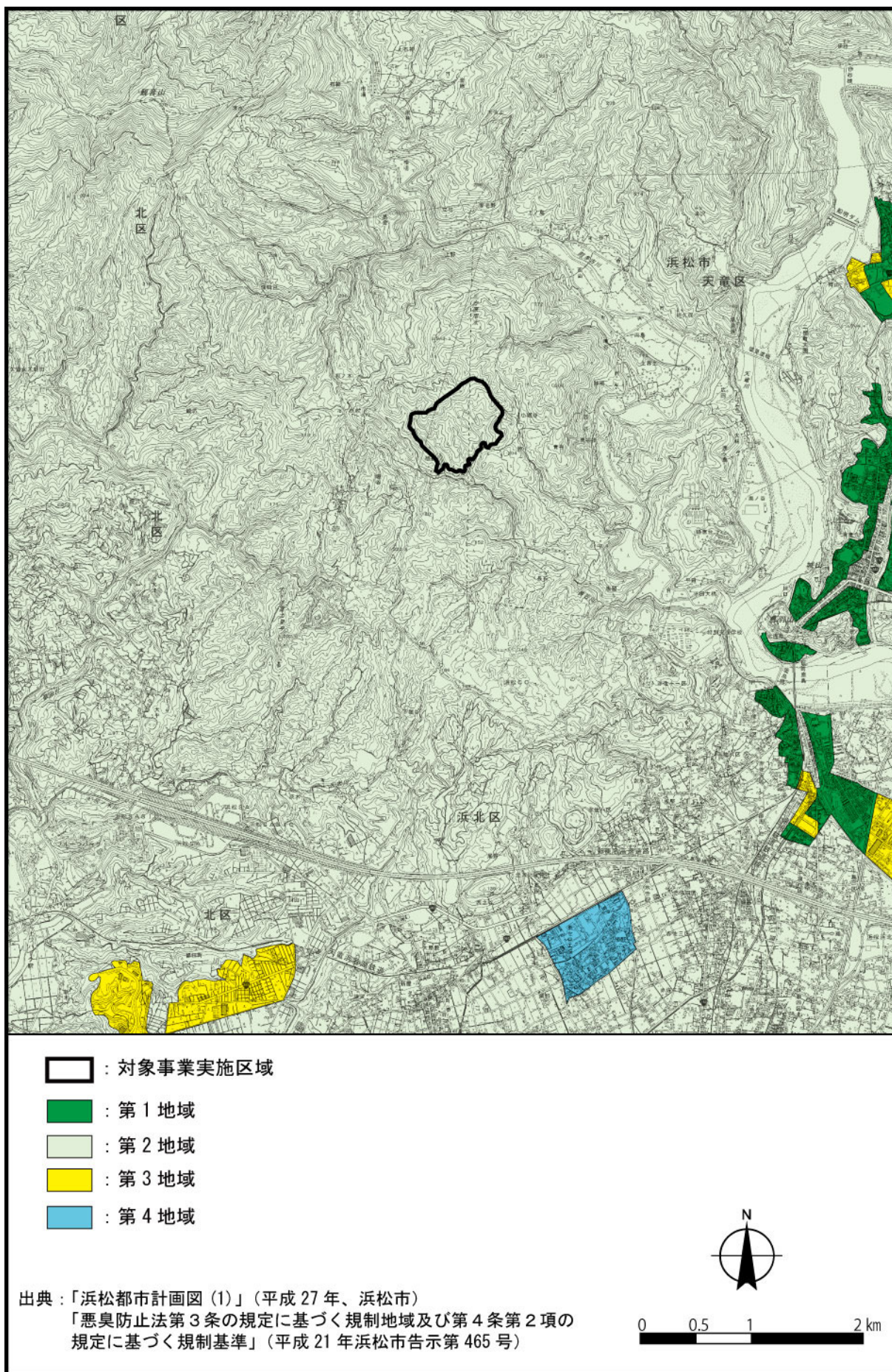


図 2-4-4 悪臭に係る規制地域の指定状況 (1号規制)

⑤水質

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づく排水基準は表 2-4-20 及び表 2-4-21 に示すとおり定められている。

また、「静岡県水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準に関する条例」では、施設の種類及び排出水の量に応じて上乘せ基準が適用されている。

なお、一般廃棄物処理施設(焼却施設)の上乗せ基準は、表 2-4-22 に示すとおり定められている。

表 2-4-20 排水基準(有害物質)

有害物質の種類		基準値
カドミウム及びその化合物		0.03mg/L
シアン化合物		1mg/L
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)		1mg/L
鉛及びその化合物		0.1mg/L
六価クロム化合物		0.5mg/L
ひ素及びその化合物		0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.3mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mg/L
ほう素及びその化合物	河川及び湖沼(海域以外の公共用水域)	10mg/L
	海域	230mg/L
ふつ素及びその化合物	河川及び湖沼(海域以外の公共用水域)	8mg/L
	海域	15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		アンモニア性窒素に0.4を乗じた値、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L

備考)

- 1:「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2:ひ素及びその化合物についての排水基準は、法施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 3:塩化ビニルモノマー及びトランス1,2-ジクロロエチレンについては、有害物質として定められているが、排水基準は無い。

出典:「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号)

「浜松市の環境の現状と対策(平成 28 年度版)」(平成 28 年、浜松市)



表 2-4-21 排水基準（一般項目）

項目	基準値
pH（水素イオン濃度）	河川及び湖沼（海域以外の公共用水域） 5.8～8.6
	海域 5.0～9.0
BOD（生物化学的酸素要求量）	最大 160mg/L（日間平均120mg/L）
COD（化学的酸素要求量）	最大 160mg/L（日間平均120mg/L）
SS（浮遊物質）	最大 200mg/L（日間平均150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類 最大5mg/L
	動植物油脂類 最大30mg/L
フェノール類含有量	最大 5mg/L
銅含有量	最大 3mg/L
亜鉛含有量	最大 2mg/L
溶解性鉄含有量	最大 10mg/L
溶解性マンガン含有量	最大 10mg/L
クロム含有量	最大 2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	最大 120mg/L（日間平均60mg/L）
燐含有量	最大 16mg/L（日間平均8mg/L）

備考)

- 1: 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2: この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3: 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4: 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 5: 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6: 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。（浜名湖、佐鳴湖）
- 7: 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。（浜名湖、佐鳴湖、佐久間ダム貯水池、水窪ダム貯水池、都田川ダム貯水池）

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

「浜松市の環境の現状と対策（平成28年度版）」（平成28年、浜松市）



表 2-4-22 排水基準（上乘せ排水基準（天竜川水域 抜粋））

項目及び許容限度			排水水の区分		
			下水道処理区域内 の水域に排出され るもの	その他の水域に排出されるもの	
				1日の平均的な排出 水の量が50m <sup>3</sup> 以上 である特定事業場に 係るもの	1日の平均的な排出 水の量が50m <sup>3</sup> 未満 である特定事業場に 係るもの
医 事 業 場 又 は 清 掃 業 を 行 う	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	日間平均	20mg/L	30mg/L	—
		最大	25mg/L	40mg/L	—
	浮遊物質量 (SS)	日間平均	40mg/L	70mg/L	—
		最大	50mg/L	90mg/L	—
	銅含有量	最大	3mg/L	1mg/L	3mg/L
	亜鉛含有量	最大	3mg/L	—	5mg/L
	クロム含有量	最大	2mg/L	—	2mg/L

備考)

- 1: 上乘せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 2: 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3: 上乘せ排水基準（銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。）は、1日当たりの平均的な排水水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水水については適用しない。
- 4: 亜鉛含有量についての上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排水水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排水水については適用しない。
- 5: この表において「特定施設」とは、政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第66号の2から第66号の7まで、第68号の2、第70号の2及び第71号の2から第71号の4までに掲げる施設をいう。
- 6: この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（鉱業用施設等を併置する工場又は事業場を除く。）をいう。
- 7: 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 8: 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水水については、それらの上乗せ排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例」（昭和47年条例第27号）

### (3) 自然環境関係法令等に係る項目

対象事業実施区域及び調査対象地域における自然関係法令等に基づく指定状況は表2-4-23に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域に係る指定は土砂災害警戒区域、農業地域、森林地域、地域森林計画対象民有林及び浜松市景観計画である。調査対象地域に係る自然関係法令等に基づく指定状況の詳細は次頁以降に示すとおりである。

表 2-4-23 自然関係法令等に基づく指定状況

地域その他の対象		指定等の有無		関係法令		
		対象事業実施区域	調査対象地域			
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法	
		国定公園	×	○		
		県立自然公園	×	×	静岡県立自然公園条例	
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法	
		自然環境保全地域	×	×	静岡県自然環境保全条例	
	自然遺産		×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	
	動植物保護	生息地等保護区		×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護地区		×	○	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区		×	○	
		特定猟具(銃)使用禁止区域		×	○	
		指定猟法禁止区域		×	×	
		狩猟鳥獣捕獲禁止区域		×	×	
		猟区		×	×	
登録簿に挙げられている湿地の区域		×	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約		
国土防災 関連	砂防指定地		×	○	砂防法	
	急傾斜地崩壊危険区域		×	○	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域及びびばた山崩壊防止区域		×	×	地すべり等防止法	
	保安林		×	○	森林法	
	河川区域		×	○	河川法	
	河川保全区域		×	○		
	土砂災害警戒区域		○	○	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	
	地下水採取に係る規制区域		×	×	工業用水法	
		×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律		
		×	○	静岡県地下水の採取に関する条例		
土地利用 関係	都市地域		×	○	国土利用計画法	
	市街化区域		×	○	都市計画法	
	市街化調整区域		×	○		
	その他の用途地域		×	×		
	農業地域		○	○	国土利用計画法	
	農用地区域		×	○	農業振興地域の整備に関する法律	
	森林地域		○	○	国土利用計画法	
	国有林		×	○	森林法	
	地域森林計画対象民有林		○	○		
保安林		×	○			
景観保全	風致地区		×	×	都市計画法	
	浜松市景観計画		○	○	景観法	
	景観重要樹木		×	○		
	都市景観形成地区		×	×	浜松市景観条例	
	保存樹・保存樹林		×	○	浜松市緑の保全及び育成条例	

### ①自然公園

「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)に基づく自然公園の指定状況は図 2-4-5 に示すとおりである。

調査対象地域には、天竜奥三河国定公園がある。なお、対象事業実施区域に自然公園の指定はないが、対象事業実施区域の南側は天竜奥三河国定公園となっている。

### ②鳥獣保護区等

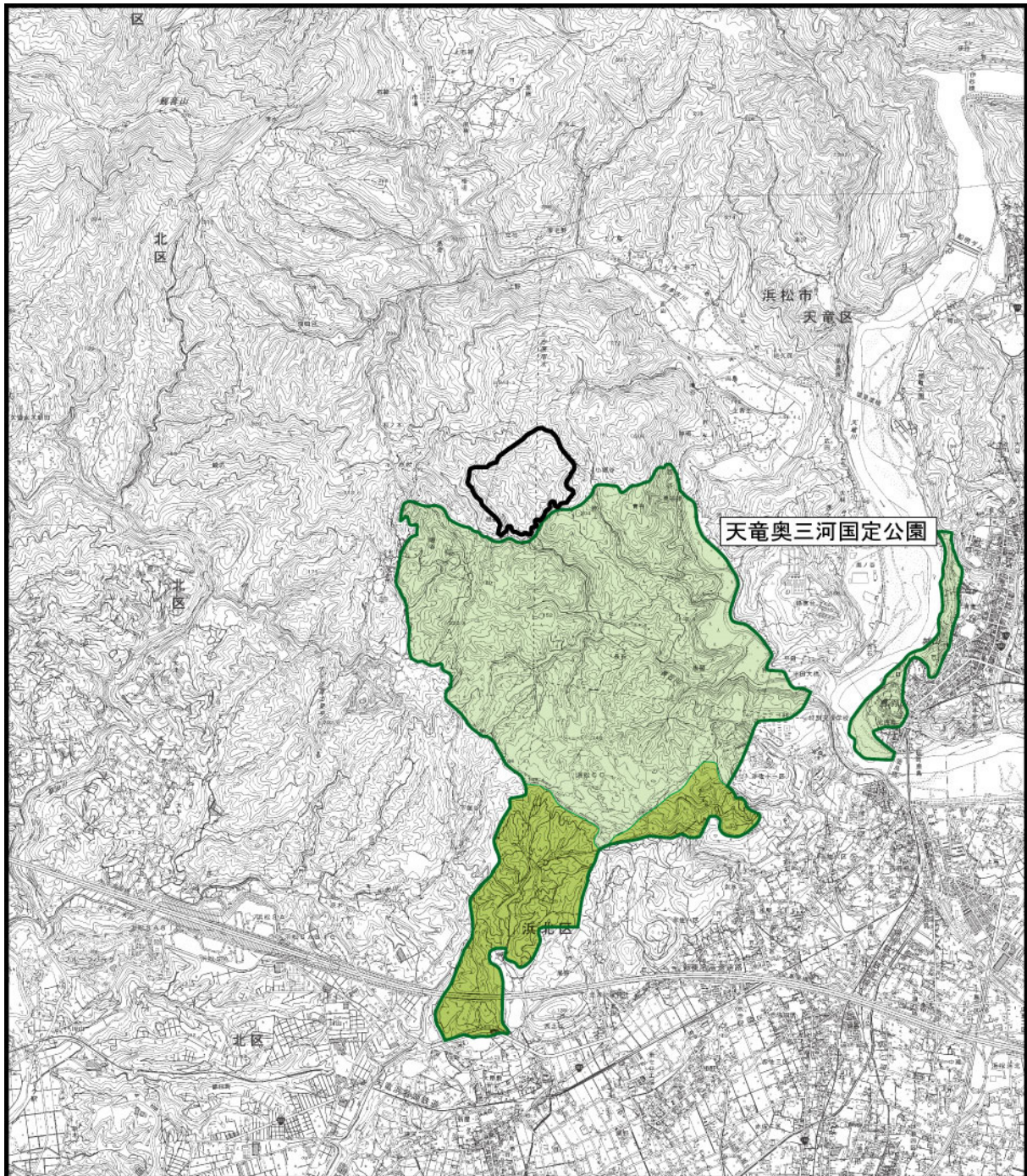
「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく鳥獣保護区等の指定状況は表 2-4-24 及び図 2-4-6 に示すとおりである。


調査対象地域には特別保護地区が 1 箇所、鳥獣保護区が 4 箇所、特定猟具(銃)使用禁止区域が 3 箇所ある。なお、対象事業実施区域に鳥獣保護区等の指定はない。

表 2-4-24 鳥獣保護区等の状況

区 分	名 称	面 積 (ha)	期 限
特別保護地区	県立森林公園	35	H33. 10. 31
鳥獣保護区	県立森林公園	483	H33. 10. 31
	浜北北西部	822	H34. 10. 31
	二俣小学校	24	H34. 10. 31
	船明ダム湖	272	H31. 10. 31
特定猟具(銃) 使用禁止区域	渡ヶ島	120	H37. 10. 31
	三方原	4,418	H37. 10. 31
	観音山	327	H36. 10. 31

出典：「平成 27 年度 静岡県鳥獣保護区等位置図」(静岡県ホームページ)



-  : 対象事業実施区域
-  : 国定公園
-  : 第2種特別地域
-  : 第3種特別地域



出典：「天竜奥三河国定公園 公園区域及び公園計画図（静岡県地域）」  
 （静岡県ホームページ）

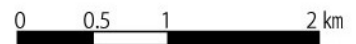


図 2-4-5 自然公園の指定状況



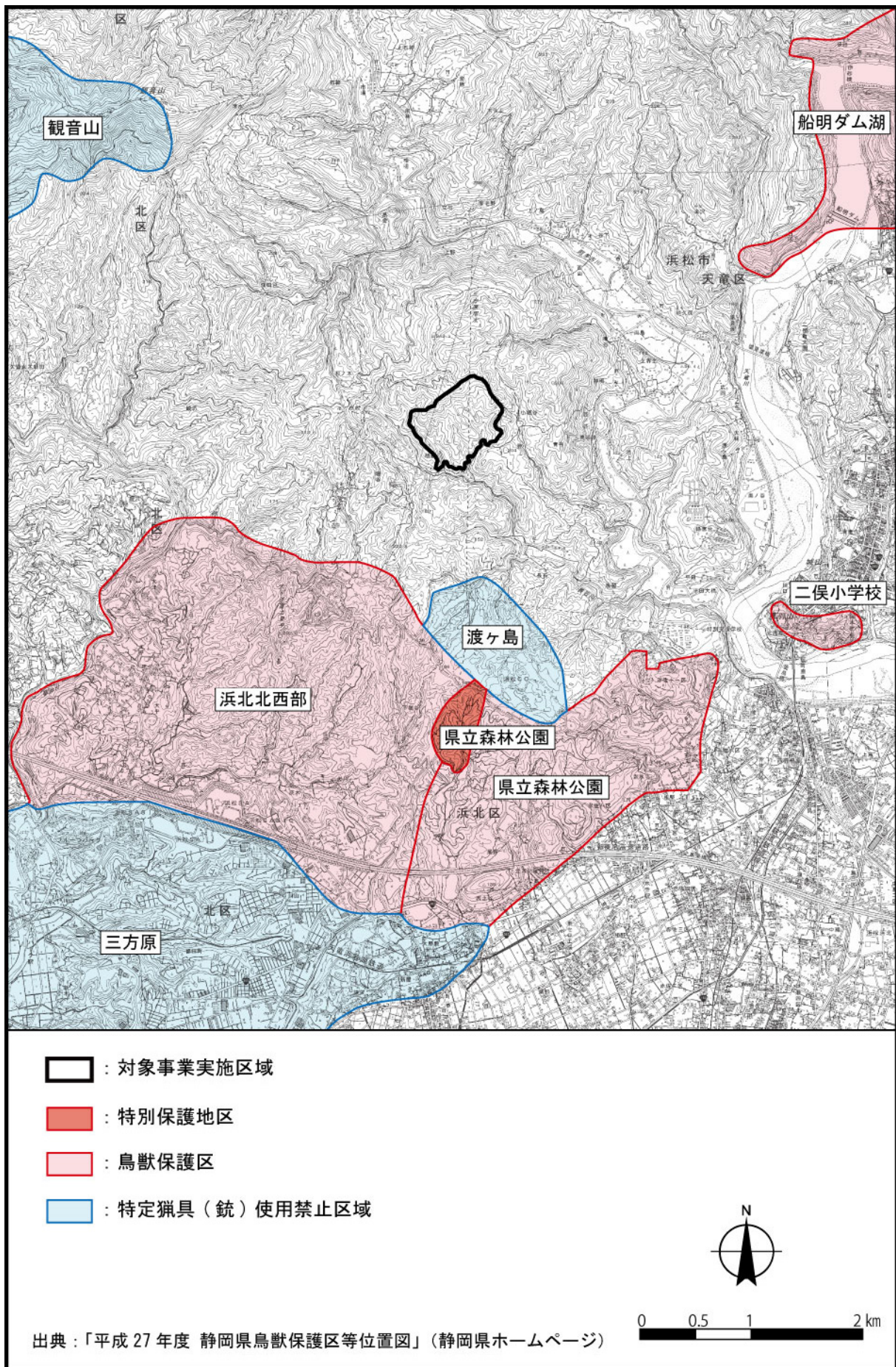


図 2-4-6 鳥獣保護区等の指定状況

### ③砂防指定地

「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地の指定状況は図 2-4-7 に示すとおりである。

調査対象地域には砂防指定地の指定がある。なお、対象事業実施区域に砂防指定地の指定はない。

### ④急傾斜地崩壊危険区域

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は図 2-4-7 に示すとおりである。

調査対象地域には急傾斜地崩壊危険区域の指定がある。なお、対象事業実施区域に急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

### ⑤保安林

「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく保安林の指定状況は図 2-4-8 に示すとおりである。

調査対象地域には保安林の指定がある。なお、対象事業実施区域に保安林の指定はない。

### ⑥河川区域及び河川保全区域

調査対象地域を流れる天竜川、米沢川、阿多古川、長石川、二俣川、都田川及び灰ノ木川(前掲図 2-2-6 参照)は、「河川法」(昭和 39 年法律第 167 号)に基づく河川区域及び河川保全区域となっている。なお、対象事業実施区域に河川区域及び河川保全区域はない。

### ⑦土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号)に基づく土砂災害警戒区域の指定状況は図 2-4-9 に示すとおりである。

調査対象地域には土砂災害警戒区域の指定がある。なお、対象事業実施区域の南側には土砂災害警戒区域の指定がある。

### ⑧地下水採取規制区域

調査対象地域の一部は、「静岡県地下水の採取に関する条例」(昭和 52 年条例第 25 号)に基づく指定区域となっている。なお、対象事業実施区域に地下水採取規制区域の指定はない。



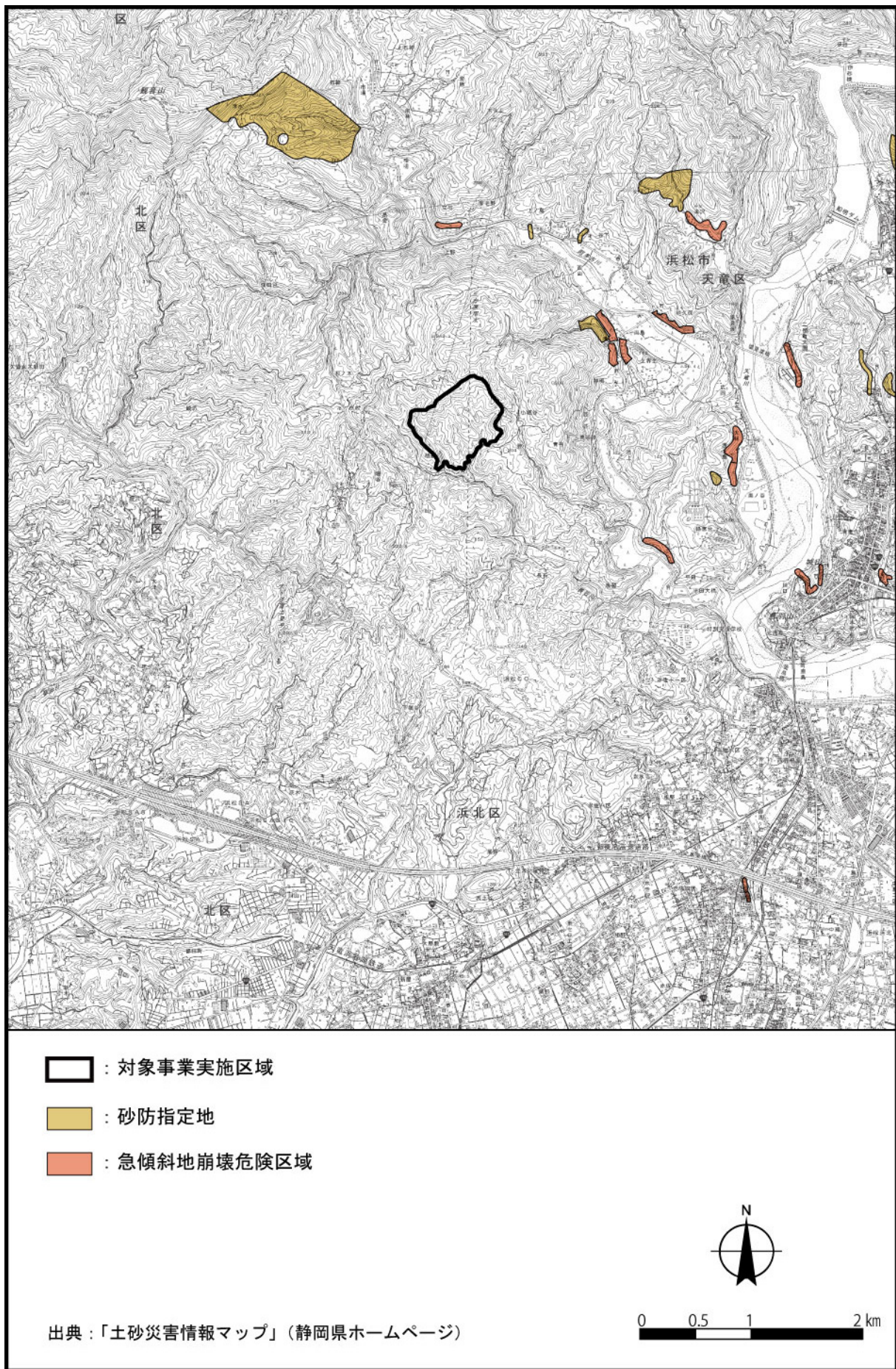


図 2-4-7 砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域の指定状況



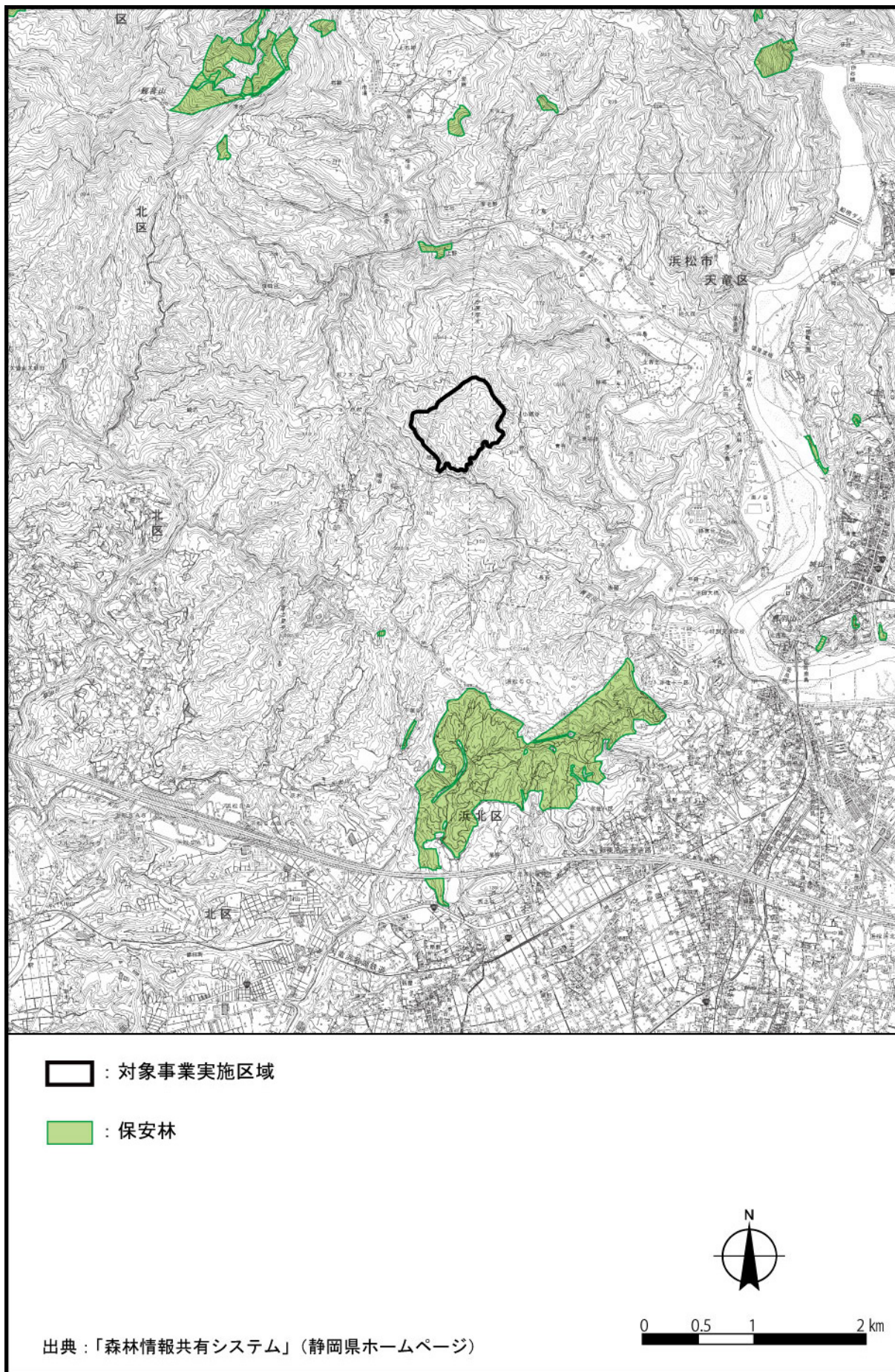
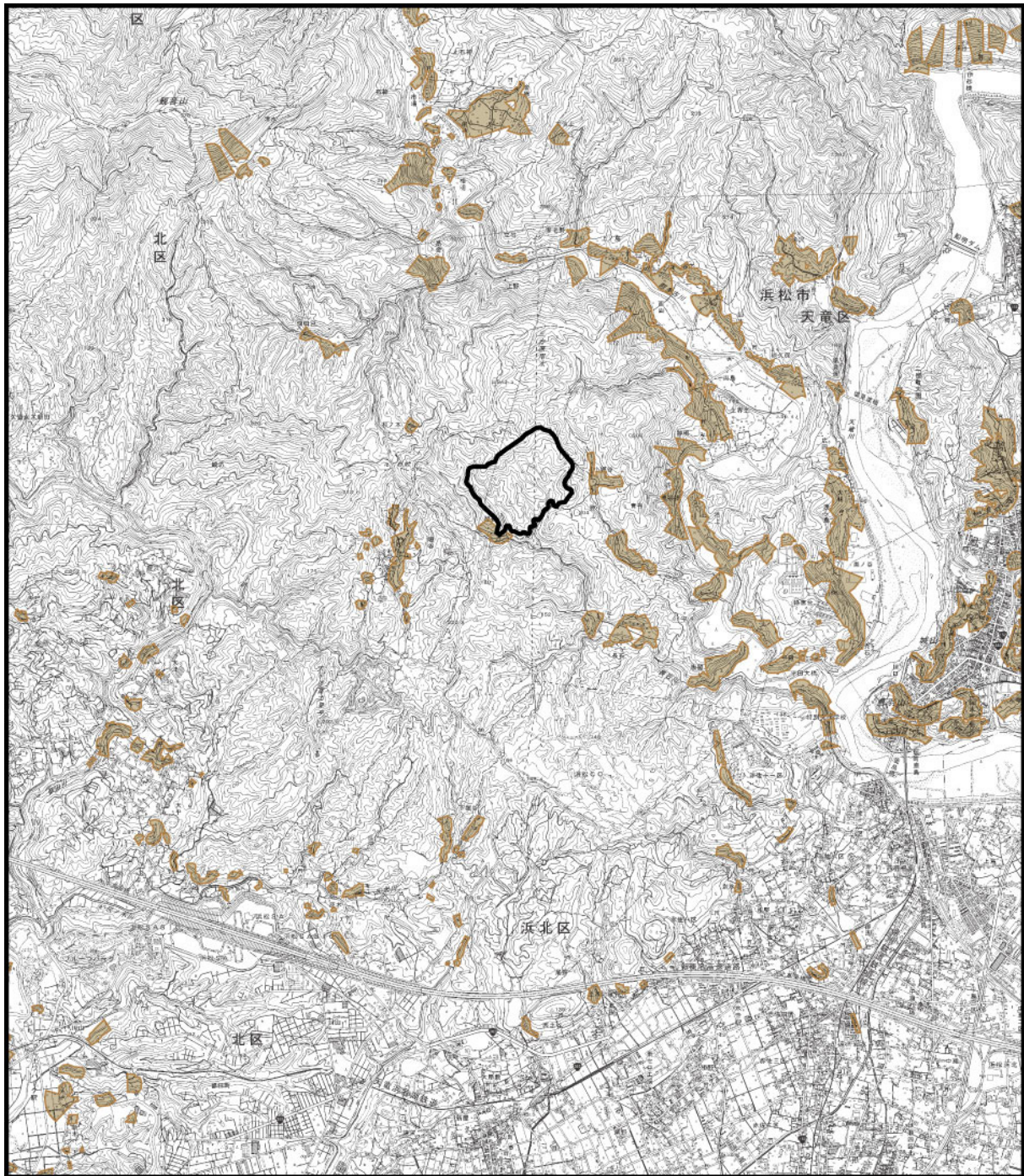


図 2-4-8 保安林の指定状況





- : 対象事業実施区域
- : 土砂災害警戒区域



0 0.5 1 2 km

出典：「土砂災害情報マップ」（静岡県ホームページ）

図 2-4-9 土砂災害警戒区域の指定状況